

岐阜県情報公開条例をここに公布する。

平成十二年十二月二十七日

岐阜県知事 梶原 拓

岐阜県条例第五十六号

岐阜県情報公開条例

岐阜県情報公開条例（平成六年岐阜県条例第二十二号）の全部を改正する。

目次

第一章	総則（第一条 第四条）
第二章	公文書の公開（第五条 第二十一条）
第三章	情報公開の総合的な推進（第二十二条 第二十五条）
第四章	雑則（第二十六条 第二十九条）
附則	
第一章	総則

（目的）

第一条 この条例は、県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県民の県政への参加を促進し、県政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた県政を実現することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、地方労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他一般に入手できるもの又は実施機関が一般の利用に供することを目的として保有しているもの
- 二 県の図書館その他これに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（解釈及び運用の基本）

第三条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（適正使用）

第四条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

## 第二章 公文書の公開

(公文書の公開を請求することができるもの)

第五条 次に掲げるものは、実施機関に対して、公文書の公開を請求することができる。

一 県内に住所を有する者

二 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(公文書の公開義務)

第六条 実施機関は、前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたものに対し、当該公文書を公開しなければならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)(又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。)

イ 法令及び条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)(の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職名及び氏名に関する情報(公開することにより、当該公務員の権利利益が著しく害されるおそれがある場合の当該情報及び警察職員(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第三十四条第一項及び第五十五条第一項に規定する者をいう。)(のうちそのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職員の氏名に関する情報を除く。)(並びに当該職務遂行の内容に関する情報

ハ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ニ 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣等の指示により、公開することができないと認められる情報

三 法人(国及び地方公共団体を除く。)(その他の団体(以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると

認められる情報

ロ 県との契約又は当該契約に関する支出に係る公文書に記録されている氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地、電話番号その他これらに類する情報であつて、この条例の目的に即して公開することが特に必要であるものとして、公安委員会及び警察本部長にあつては公示したもの、その他の実施機関にあつてはあらかじめ岐阜県情報公開審査会の意見を聴いて公示したもの

四 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

五 県の機関並びに国及び他の地方公共団体その他公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 県の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

二 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ  
ホ 県又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益が損なわれるおそれ

七 個人又は法人等から公開しないことを条件として任意に県に提供された情報であつて、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

（公文書の部分公開）

第七条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報とそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、公文書の部分公開（公文書に記録されている情報のうち非公開情報に係る部

分を除いて、公文書を公開することをいう。以下同じ。）をしなければならない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。（公益上の理由による裁量的公開）

第八条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第六条第二号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求をしたものに対し、当該公文書を公開することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第九条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。

（個人情報の適正な取扱い）

第十条 実施機関は、第六条第一号及び前三条の規定の解釈に当たっては、岐阜県個人情報保護条例（平成十年岐阜県条例第二十一号）第七条が規定する個人情報に係る提供の制限の趣旨に反することのないようにしなければならない。

（公文書の公開請求の方法）

第十一条 公開請求をしようとするものは、実施機関に対し、次の事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
  - 二 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、前項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該請求書を提出したものの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

（公文書の公開請求に対する決定等）

第十二条 実施機関は、前条第一項に規定する請求書の提出があつたときは、当該請求書の提出があつた日から起算して十五日以内に、請求に係る公文書を公開するかどうかの決定（以下「公開決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、公開決定等をしたときは、速やかに、書面により当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。ただし、請求書の提出があつた日に、請求に係る公

文書の全部を公開する旨の決定をし、当該公文書を公開するときは、この限りでない。

3 実施機関は、公文書を公開しない旨の決定（第七条の規定により公文書の一部を公開しない旨の決定、第九条の規定により公開請求を拒む旨の決定及び公開請求に係る公文書を保有していない旨の決定を含む。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならぬ。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該書面にその期日を併せて記載しなければならない。

4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、第一項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により延長の期間及び延長の理由を請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から四十五日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第一項及び前項の規定にかかわらず、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、第一項に規定する期間内に、書面により次に掲げる事項を請求者に通知しなければならない。

- 一 本項を適用する旨及びその理由
- 二 残りの公文書について公開決定等をする期限（事案の移送）

第十三条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、書面により事案を移送した旨を請求者に通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求について公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が公開する旨の決定（第七条の規定により公文書の部分公開をする旨の決定を含む。以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者からの意見の聴取等）

第十四条 実施機関は、県及び請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている公文書について公開決定等を行う場合には、第六条の規定により、当該情報が記録されている部分を公開しなければならないことが明らかとなるとき、及び当該部分を公開しないことができることが明らかとなるときを除き、あらかじめ当該

第三者の意見を聴かなければならない。ただし、第三者の所在が不明なときその他意見を聴くことが困難なときは、この限りでない。

2 実施機関は、前項の規定により意見を聴かれた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した場合において、公開決定をしたときは、第七条の規定により当該第三者に関する情報が記録されている部分を公開しないこととするときを除き、当該公文書を公開する日の十五日前までに、公開決定をした旨（当該第三者に関する部分に限る。）及びその理由並びに公開を実施する日を当該反対の意思を表示した第三者に通知しなければならない。

（公開の実施）

第十五条 公文書の公開は、文書、図画及び写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム及び電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

2 実施機関は、公文書の公開をすることにより当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、第七条の規定により公文書の部分公開をするときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

（他の制度との調整）

第十六条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第一項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用負担）

第十七条 公文書の公開の請求をして、当該公文書（第十五条第二項に規定する公文書の写しを含む。）の写しその他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

（不服申立てがあつた場合の手続）

第十八条 実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、公開決定等について、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てがあつた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、岐阜県情報公開審査会に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。第三項において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不

服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、第三者が当該公文書の公開について反対の意思を表示している場合を除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 不服申立人及び参加人
- 二 請求者（請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該不服申立てに係る公開決定等について反対の意思を表示した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

3 第十四条第二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- 一 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- 二 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

4 諮問庁は、第一項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

（岐阜県情報公開審査会）

第十九条 次に掲げる事項に係る審査を行わせるため、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 一 前条第一項の規定による諮問に対する答申に関すること。
- 二 第六条第三号ロに規定する意見に関すること。

2 審査会は、前項に規定する審査を行うほか、公文書の公開及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項について実施機関に建議することができる。

3 審査会は、委員五人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限等）

第二十条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒むことができない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に

記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

7 審査会は、不服申立人等から、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

8 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

9 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するものとする。

（規則への委任）

第二十一条 前二条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

### 第三章 情報公開の総合的な推進

（情報公開の総合的な推進）

第二十二条 県は、前章に定める公文書の公開のほか、情報提供施策及び情報収集活動の充実を図り、県政に関する正確で分かりやすい情報を県民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（情報提供施策の充実）

第二十三条 県は、報道機関への情報の提供及び広報誌その他の手段による広報の充実を図り、広報活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、一般に周知することを目的として作成し、又は収集した刊行物その他の資料について、その閲覧等のための施設の充実及び目録の整備に努めるものとする。

（情報収集活動の充実）

第二十四条 県は、県民が必要とする情報を的確に把握するため、広聴活動その他の情報収集活動の充実に努めるものとする。

（出資法人等の情報公開）

第二十五条 県が出資その他の財政支援等を行う法人であつて、その性格及び業務内容を勘案し県の事務と密接な関係を有するとして知事が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な措

置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、出資法人等の保有する情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第四章 雑則

(公文書の管理体制の整備等)

- 第二十六条 実施機関は、公文書の迅速かつ的確な検索を行うことができるよう、公文書の管理体制の整備に努めるものとする。

- 2 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。  
(実施状況の公表)

- 第二十七条 知事は、毎年一回、各実施機関の公文書の公開について実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(適用除外)

- 第二十八条 この条例の規定は、法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定が適用されないこととされたものについては、適用しない。

(委任)

- 第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

#### 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項、第六条第三号口、第十八条第一項、附則第六項第一号及び第三号並びに附則第七項中公安委員会及び警察本部長に係る部分、第六条第一号口中警察職員に係る部分並びに附則第六項第四号の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の岐阜県情報公開条例(以下「旧条例」という。)第五条の規定によりされている公文書の公開の請求は、改正後の岐阜県情報公開条例(以下「新条例」という。)第五条の規定による公開の請求とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第十三条第一項の規定により岐阜県公文書公開審査会に対しされている諮問は、新条例第十八条第一項の規定による審査会に対する諮問とみなす。

- 4 この条例の施行前に旧条例によりなされた公示は、新条例による公示とみなす。

- 5 前三項に規定する場合のほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 6 次に掲げる公文書については、新条例の規定は適用しない。

- 一 平成七年四月一日前に実施機関(議会、公安委員会及び警察本部長を除く。)の

- 職員が作成し、又は取得した公文書（フィルム及び電磁的記録を除く。）
- 二 平成十二年四月一日前に実施機関（議会に限る。）の職員が作成し、又は取得した公文書（フィルム及び電磁的記録を除く。）
- 三 平成十三年四月一日前に実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）の職員が作成し、又は取得した公文書（フィルム及び電磁的記録に限る。）
- 四 平成十三年四月一日前に実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）の職員が作成し、又は取得した公文書
- 7 平成十年四月一日前に実施機関（議会、公安委員会及び警察本部長を除く。）の職員が作成し、又は取得した公文書（フィルム及び電磁的記録を除く。）については、新条例第六条第一号口及び第三号口の規定は適用しない。